

6 大介事第 464 号  
令和 6 年 6 月 3 日

大野城市基幹型地域包括支援センター管理者  
大野城市各地区地域包括支援センター管理者  
各大野城市指定居宅介護支援事業所管理者  
各大野城市指定介護予防・日常生活支援総合事業  
(訪問サービス(国基準)・訪問型サービス A) 実施事業所管理者 様

大野城市すこやか福祉部  
介護支援課長

大野城市介護予防・日常生活支援総合事業(訪問型サービス)における  
算定項目の使い分け等について(通知)

このことについて、「介護保険法施行規則第 140 条の 63 の 2 第 1 項第 1 号に規定する厚生労働大臣が定める基準」の公布(令和 6 年 3 月 15 日付け、厚生労働省告示第 86 号)に伴い、介護予防・日常生活支援総合事業(以下「総合事業」という。)の費用の額にかかる単位数の改正及び算定項目の追加・変更を行っています。

とくに訪問型サービスについて、一部大きく変更していますので、下記のとおり算定項目の使い分け等について方針をお示しします。

なお、本通知は、大野城市の解釈に基づくものです。他自治体では解釈が異なる場合がありますのでご注意ください。

#### 記

- 1 月額制と回数制の使い分けについて
- 2 訪問サービス(国基準)と訪問型サービス A の使い分けについて
- 3 身体介護と生活援助のすみわけについて

## 1 月額制と回数制の使い分けについて

月額制と回数制の使い分けについて、月額制の単位数を上限とし、サービス提供回数により、回数制が月額制の単位数を上回る場合は月額制の単位数で、回数制が月額制の単位数を下回る場合は回数制の単位数で算定することとする。

なお、サービス提供回数の考え方について、従来通り、ケアプランではなく、実績に基づく形とする。

また、日割請求については、月途中で契約開始をした場合等に適用可能となる。詳しくは「介護保険事務処理システム変更に係る参考資料（確定版）（令和6年3月28日）月額包括報酬の日割り請求にかかる適用（WAMNET）」を参考にされたい。

**【例】 訪問サービス（国基準）の標準的な内容の訪問型サービスである場合**

- ・ 1月に4回（1週に1回程度）：287単位×4=1,148単位  
→月額1,176単位を下回るため回数制1,148単位を採用
- ・ 1月に5回（1週に1回程度）：287単位×5=1,435単位  
→月額1,176単位を上回るため月額制1,176単位を採用
- ・ 1月に8回（1週に2回程度）：287単位×8=2,296単位  
→月額2,349単位を下回るため回数制2,296単位を採用
- ・ 1月に9回（1週に2回程度）：287単位×9=2,583単位  
→月額2,349単位を上回るため月額制2,349単位を採用
- ・ 1月に12回（1週に2回を超える程度）：287単位×12=3,444単位  
→月額3,727単位を下回るため回数制3,444単位を採用
- ・ 1月に13回（1週に2回を超える程度）：287単位×13=3,731単位  
→月額3,727単位を上回るため月額制3,727単位を採用

※「標準的な内容の訪問型サービスである場合」と「生活援助が中心である場合」を組み合わせる場合等も同様に、月額制の単位数を上限とし、サービス提供回数により、回数制が月額制の単位数を上回る場合は月額制の単位数で、回数制が月額制の単位数を下回る場合は回数制の単位数で算定することとする。

## 2 訪問サービス（国基準）と訪問型サービスAの使い分けについて

訪問サービス（国基準）と訪問型サービスAの使い分けは以下の通りとする。

- ・ 標準的な内容の訪問型サービスである場合  
：身体介護の提供が基本となる場合。（生活援助の提供も可能である）
- ・ 生活援助が中心である場合

- ：生活援助の提供が基本だが、場合によって身体介護を必要とする場合。
- ・短時間の身体介護が中心である場合
  - ：身体介護の提供が基本となる場合で 20 分未満のサービス提供となる場合。
- ・訪問型サービス A
  - ：生活援助のみ。身体介護は提供できない。

### ※各地区地域包括支援センター、各居宅介護支援事業所の皆さまへ※

サービス利用希望者について、支援内容が生活援助のみの場合は、訪問型サービス A または訪問型サービス B の提供ができないかご検討ください。検討した上で請け負っていただける訪問型サービス A 事業所が見つからない場合、または、訪問型サービス B では必要なサービスを提供できない場合は、訪問サービス国基準（「生活援助が中心である場合」）として位置づけ、サービス提供することも差し支えないこととします。

その際、介護支援経過記録等に、やむを得ず訪問サービス国基準（「生活援助が中心である場合」）として位置づけた理由を記載いただきますようお願いいたします。

## 3 身体介護と生活援助のすみわけについて

身体介護と生活援助のすみわけについて、以下の通りとする。

### (1) 身体介護

- ・利用者の身体に直接接触して行う介助サービス
- ・利用者の ADL・IADL・QOL や意欲の向上のために利用者と共にを行う自立支援、重度化防止のためのサービス
- ・その他専門的知識・技術をもって行う利用者の日常生活上・社会生活上のためのサービスをいう。(仮に、介護等を要する状態が解消されたならば不要となる行為であるということができる。)

※認知症等の高齢者に対して、声かけや見守り等を伴う場合は身体介護に位置付けられる場合がある。詳細は「老振発 0330 第 2 号『訪問介護におけるサービス行為ごとの区分等について』の一部改正について」(介護保険最新情報 Vol. 637) を参照されたい。

### (2) 生活援助

身体介護以外で、掃除、洗濯、調理などの日常生活の援助（そのために必要な一連の行為を含む）であり、利用者が単身、家族が障害・疾病などのため、本人や家族が家事を行うことが困難な場合に行われるものをいう。(生活援助は、本人の代行的なサービスとして位置づけることができ、仮に、介護等を要する状態が解消されたとしたならば、本人が自身で行うことが基本となる行為であるということができる。)